

原子力規制における検査制度の見直しに伴う 原子炉施設保安規定認可申請について (コメント回答)

令和 2 年 8 月 1 8 日
東京電力ホールディングス株式会社

○7/16（木）第877回審査会合において、東通保安規定に関し以下2点のご指摘を頂いた。

指摘事項 1

段階的に保安規定に定める事項について、保安規定における本則と附則の位置付けも踏まえ、本則として定めることを検討すること。

指摘事項 2

運転段階の原子炉では、保安委員会等に原子炉主任技術者も参画し、設置許可や設工認等の申請を出すことになっているが、建設段階の原子炉においては、その役割を電気主任技術者等に行わせるとしており、原子炉主任技術者を関与させる必要がないのか説明すること。

○上記2つの指摘事項について、回答する。

指摘事項 1 :

段階的に保安規定に定める事項について、保安規定における本則と附則の位置付けも踏まえ、本則として定めることを検討すること。

回答：本則に規定

附則第 4 条に定める「核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること」を削除し、本則の最終条文 1 2 2 条として規定する。

考え方：

当初、他発電所との整合性から、条文番号・名称を本則に先取りして規定し、その内容を定める時期を附則で定めるのが適切と考えたが、附則は本則の適用関係を整理するとの原則に立ち、定める時期についても本則側に規定することとした。

指摘事項2：

運転段階の原子炉では、保安委員会等に原子炉主任技術者も参画し、設置許可や設工認等の申請を出すことになっているが、建設段階の原子炉においては、その役割を電気主任技術者等に行わせるとしており、原子炉主任技術者を関与させる必要がないのか説明すること。

回答：

原子炉主任技術者免状を有する者を、本社保安委員会・発電所保安運営委員会の委員として参画させる。

考え方：

以下の項目について、次頁以降に整理する。

- ① 法令上の位置付け
- ② 設計及び工事に係る体制の構築及び技術者の確保の考え方
- ③ 保安規定の補正対応

① 法令上の位置付け

- 原子炉等規制法第 4 3 条 3 の 2 6 (発電用原子炉主任技術者) では、**原子炉の運転に関する保安の監督を目的**として選任することを規定。
- また、実用炉規則第 9 5 条では、**実務経験 3 年**を選任要件として規定。
- 当該法令要求を受けて、従前より燃料装荷前までに原子炉主任技術者を選任しており、設置の工事 (燃料搬入前) 段階においては選任していない。

原子炉等規制法

(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、**発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため**、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、**原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するものうちから**、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

実用炉規則

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十五条 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

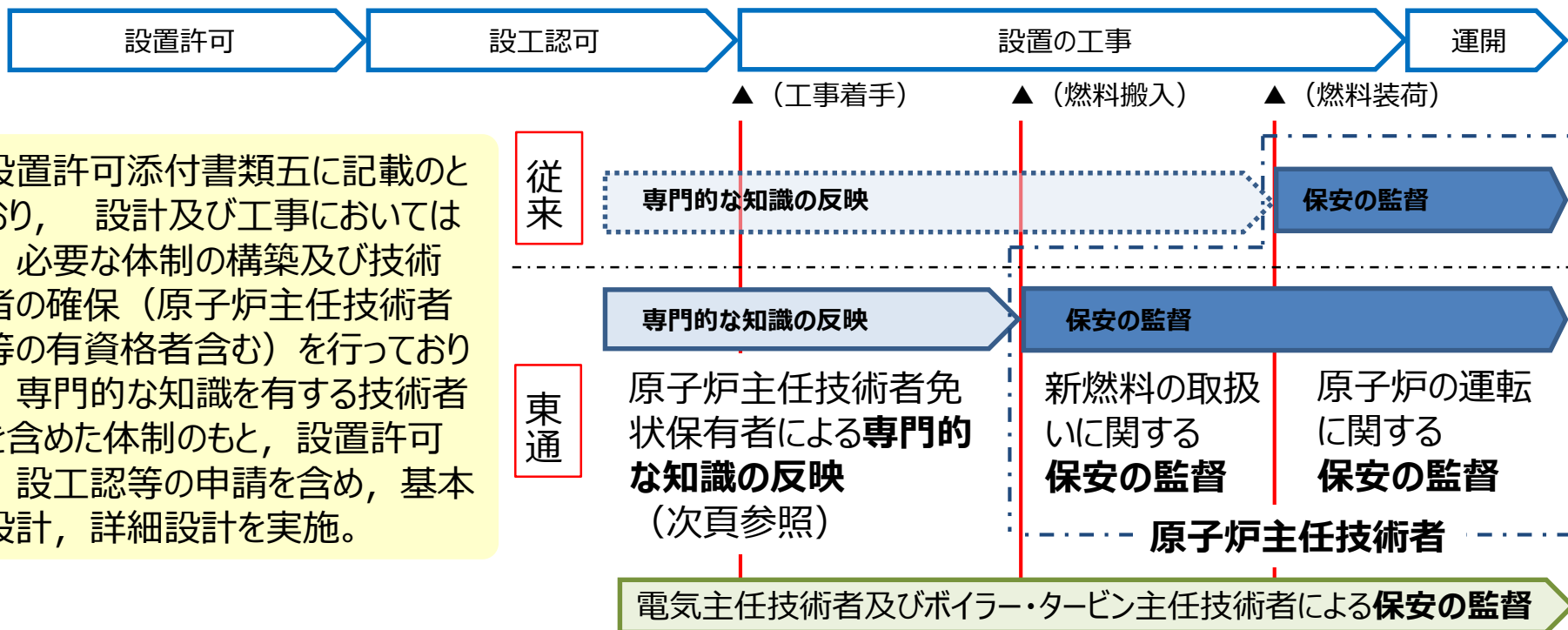
2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める**実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上**であることとする。

- 一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
- 二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- 三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
- 四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

② 設計及び工事に係る体制の構築及び技術者の確保の考え方

- これまでの設計及び工事においては、発電用原子炉主任技術者は選任していないが、**専門的な知識を有する技術者を含めた体制（原子炉主任技術者等の有資格者含む）のもと、原子炉施設の安全性等について確認し、設置許可、設工認等の申請を実施している。**
- 上記の変更申請の際も、同様の体制のもとこれを実施しており、工事着手を境に変更があるものではない。

設置の工事の段階に応じた体制の構築及び技術者の確保の変遷



③ 保安規定の補正対応

- 設置の工事（燃料搬入前）段階においては、法要求である「原子炉の運転に関する保安の監督」の目的を満たすための原子炉主任技術者の選任は不要。
- ただし、設置許可、設工認等の変更申請に際し、専門的な知識を有する者の意見の反映に万全を期す観点から、**原子炉主任技術者免状保有者を保安委員会・保安運営委員会の委員として参画させることを明確にする。**

（原子力発電保安委員会）

第6条

1. 本社に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。
2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。
 - (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更
 - (2) 保安規定の変更
 - (3) 保安教育に関する事項
 - (4) その他保安委員会で定めた審議事項
3. 原子力・立地本部長を委員長とする。
4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。**なお、委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。**
5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。

←設置許可の変更

（原子力発電保安運営委員会）

第7条

1. 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
 - (1) 保安管理体制に関する事項
 - (2) 施設管理に関する事項
 - (3) 原子炉施設の改造に関する事項
 - (4) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
3. 所長を委員長とする。
4. 運営委員会は、委員長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。**なお、委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。**

←設計及び工事の計画の変更

(参考) 設置許可の記載について

- 設置許可添付書類五には、運転段階を想定し、「運転及び保守のための組織」のうち「発電所の保安管理体制」として原子炉主任技術者についても設置する旨の計画を記載。添付書類八も同様。

【添付書類五】

1. 設計及び工事のための組織

平成21年11月1日現在における原子力関係組織は、第1図に示すとおりである。これらの組織は、定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。

東通原子力発電所の建設に当たっては、基本設計及び詳細設計の実施管理を原子力設備管理部で責任・権限を明確化して実施する。また、着工に合わせて建設所の組織を構築するとともに、建設の進捗に伴い工事管理部門、放射線管理部門、炉心・燃料管理部門、運転管理部門及び技術総括部門を適宜設け、責任・権限を明確化し、その業務を的確に遂行できる組織とする計画である。

2. 設計及び工事に係る技術者の確保

(2) 有資格者数

平成21年11月1日現在における原子力・立地本部在籍技術者中、**原子炉主任技術者の有資格者**が93名、放射線取扱主任者（第1種）の有資格者が20名及び電気主任技術者（第1種）の有資格者が20名及びボイラー・タービン主任技術者（第1種）の有資格者が50名である。

今後とも設計及び工事を適切に行い安全の確保を図るため、必要な教育及び訓練による技術者の確保と各種資格取得を奨励し、必要な有資格者を確保していく。

5. 運転及び保守のための組織

原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設けている。

発電所の保安管理体制は、所長、**原子炉主任技術者**、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部等をもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。

これらの役割分担は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。

【添付書類八】

14.2 保安管理体制

原子力発電所の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。

発電所の保安管理体制は、所長、**原子炉主任技術者**、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部をもって構成する。

さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。